

申 請

平成30年4月20日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍晋三様

宮城県知事 村井 嘉浩

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成30年1月18日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること。
宮城県角田市及び村田町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル（露地栽培編）」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ
- 2 解除を申請する理由
別紙1, 2参照

出荷制限解除後の出荷管理と検査計画

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示され宮城県角田市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル（露地栽培編）」（以下「県栽培管理基準」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年1月12日に、角田市の原木しいたけ（露地栽培）1検体から一般食品の基準値（500Bq/kg）を超える放射性セシウム（656.8Bq/kg）が検出されたため、同年1月16日に出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、市内の指標値（50Bq/kg）を超過したほだ木を廃棄し、汚染度の低い原木を県外から導入し、入れ替えるとともに県栽培管理基準によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

今回、角田市内の生産者1名のほだ場について、県栽培管理基準に基づいた管理が確認できたことから、当該ロットの発生前ほだ木及び発生したしいたけの検査を実施した。

今回の検査の結果、きのこ（9検体）は平均値4.0Bq/kg、最大値6.5Bq/kgですべて基準値の2分の1以下となり、発生前ほだ木（9検体）についても、平均値5.3Bq/kg、最大値8.0Bq/kgであったことから、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 宮城県角田市における管理計画

(1) 県栽培管理基準の実施

ア 生産者の管理

宮城県は角田市と連携し、角田市内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより、生産者及びほだ場の管理を行う。

イ 県栽培管理基準に即した生産の実施

宮城県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理基準により、角田市内で原木しいたけ（露地栽培）の生産再開に取り組む生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェ

ックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

ウ 県栽培管理基準の概要

(ア) 原木の管理

- ① 指標値以下の原木を使用する。
- ② 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う。

(イ) 低減対策の実施

- ① ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面に付けない。
- ② ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。

(ウ) しいたけ発生前ほだ木の検査

指標値以下のほだ木を使用する。

(エ) しいたけの検査

一般食品の基準値以下であることを確認する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に市の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

(2) 出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

宮城県は角田市と連携し、出荷制限解除後の角田市産原木しいたけの出荷について、県栽培管理基準に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な角田市産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理基準に即した生産を確認できた角田市内の生産者は、宮城県が認証登録を行い、当該生産者及び角田市に通知する。また宮城県と角田市は、ホームページで承認登録者氏名・住所を公表し、JA、直売所、卸売市場等への周知を行う。

認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し、併せて認証登録通知の写しを添付する。

宮城県と角田市は、認証登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理基準に適合しないことが確認された場合や認証登録の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し登録を抹消する。

宮城県と角田市は、JA、直売所、卸売市場等に対し、角田市産原木しいたけの入荷の際には、生産者から提示された認証登録証をもとに、出荷可能な生産者の出荷品であることの確認を要請する。また、認証登録証の提示がない場合や認証登録された生産者でないことが判明した場合は、角田市に報告するよう依頼する。

宮城県と角田市は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

ア 県栽培管理基準に基づく出荷前検査

ロットごとに1検体の出荷前検査

イ 宮城県の定期的検査

出荷期間中に角田市内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は、速やかに角田市産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、宮城県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、宮城県が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって、当該生産者を認証登録した場合に出荷できるものとする。

ア 県栽培管理基準に即した生産が確認できること。

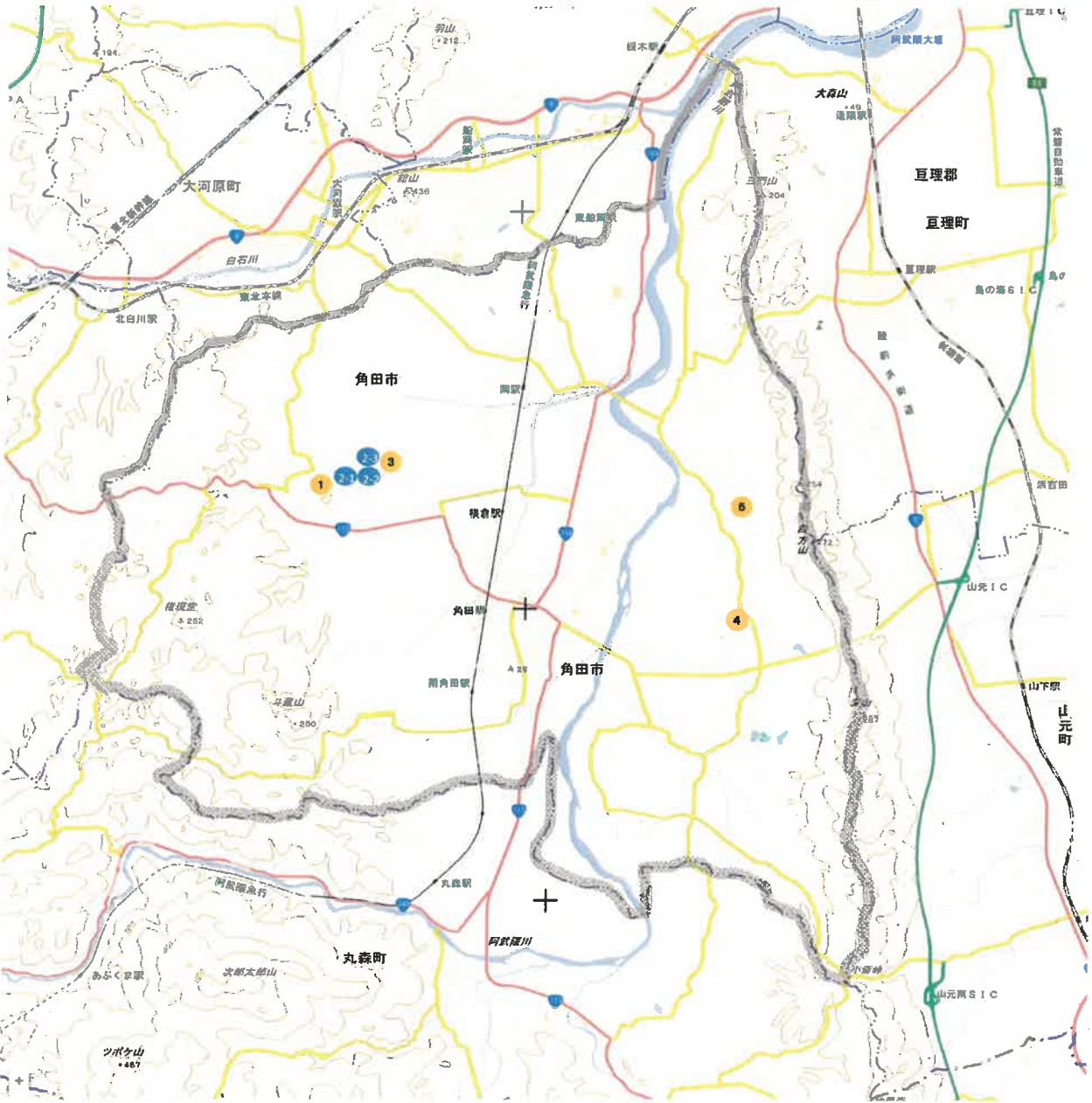
イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。

ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

(6) 関係者への周知

宮城県は角田市と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県角田市 原木しいたけ(露地栽培)生産者位



凡 例	
● (Blue)	今回解除申請生産者
● (Red)	既解除生産者
● (Orange)	生産休止中の生産者

出荷制限解除後の出荷管理と検査計画（案）

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示され宮城県村田町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル（露地栽培編）」（以下「県栽培管理基準」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年4月4日に、村田町の原木しいたけ（露地栽培）1検体から一般食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（350Bq/kg）が検出されたため、同年4月5日に出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、町内の指標値（50Bq/kg）を超過したほだ木を廃棄し、汚染度の低い原木を県外から導入し、入れ替えるとともに県栽培管理基準によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

今回、村田町内の生産者1名のほだ場について、県栽培管理基準に基づいた管理が確認できたことから、当該ロットの発生前ほだ木及び発生したしいたけの検査を実施した。

今回の検査の結果、きのこ（3検体）は平均値5.8Bq/kg、最大値7.2Bq/kgですべて基準値の2分の1以下となり、発生前ほだ木（3検体）についても、平均値5.8Bq/kg、最大値11Bq/kgであったことから、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 宮城県村田町における管理計画

(1) 県栽培管理基準の実施

ア 生産者の管理

宮城県は村田町と連携し、村田町内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより、生産者及びほだ場の管理を行う。

イ 県栽培管理基準に即した生産の実施

宮城県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理基準により、村田町内で原木しいたけ（露地栽培）の生産再開に取り組む生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェ

ックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

ウ 県栽培管理基準の概要

(ア) 原木の管理

- ① 指標値以下の原木を使用する。
- ② 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う。

(イ) 低減対策の実施

- ① ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面に付けない。
- ② ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。

(ウ) しいたけ発生前ほだ木の検査

指標値以下のほだ木を使用する。

(エ) しいたけの検査

一般食品の基準値以下であることを確認する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に市町村の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

(2) 出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

宮城県は村田町と連携し、出荷制限解除後の村田町産原木しいたけの出荷について、県栽培管理基準に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な村田町産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理基準に即した生産を確認できた村田町内の生産者は、宮城県が認証登録を行い、当該生産者及び村田町に通知する。また宮城県と村田町は、ホームページで承認登録者氏名・住所を公表し、JA、直売所、卸売市場等への周知を行う。

認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し、併せて認証登録通知の写しを添付する。

宮城県と村田町は、認証登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理基準に適合しないことが確認された場合や認証登録の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し登録を抹消する。

宮城県と村田町は、JA、直売所、卸売市場等に対し、村田町産原木しいたけの入荷の際には、生産者から提示された認証登録証をもとに、出荷可能な生産者の出荷品であることの確認を要請する。また、認証登録証の提示がない場合や認証登録された生産者でないことが判明した場合は、村田町に報告するよう依頼する。

宮城県と村田町は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

ア 県栽培管理基準に基づく出荷前検査

ロットごとに1検体の出荷前検査

イ 宮城県の定期的検査

出荷期間中に村田町内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は、速やかに村田町産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、宮城県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、宮城県が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって、当該生産者を認証登録した場合に出荷できるものとする。

ア 県栽培管理基準に即した生産が確認できること。

イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。

ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

(6) 関係者への周知

宮城県は村田町と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県村田町 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図



凡 例	
	今回解除申請生産者
	既解除生産者
	生産休止中の生産者

平成 年
 放射性物質低減のための
 原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌(露地栽培)

■記録シート(栽培管理を行った証明となりますので、原木の購入や放射性物質の検査、出荷等を行った際に必ず記録して下さい。)

- 栽培管理記録.....【記録シート①】
- 出荷・販売記録.....【記録シート②】
- 栽培管理経費記録【記録シート③】

■チェックシート 必須 は必須項目です。

(行程ごとに実施したものをチェックして下さい。)

- 必須 原木の管理.....①, ②
- 原木の洗浄.....③
- 植菌.....④
- 必須 購入ほだ木の管理.....⑤
- 仮伏せ.....⑥
- 本伏せ.....⑦
- ほだ木の洗浄.....⑧
- 必須 発生前ほだ木の管理.....⑨
- 発生・休養.....⑩
- 収穫.....⑪
- 必須 きのこの管理.....⑫
- 乾燥.....⑬
- 選別・包装・保管.....⑭

共通事項

■作業日誌 (1月～12月)

(作業を行った日に記載して下さい。)

栽培品目	生産者氏名
住所	
電話番号	

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行きましょう。

※栽培管理経費については、経費が発生した証拠となるため領収書等と併せて記録保存しておきましょう。

【チェックシート①～③】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

1ページ

【伐採・立木購入、購入原木、原木の洗浄管理】

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
① (必須)	自伐、立木購入 の原木の管理	購入時の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値(50Bq/kg)以下の原木を使用しましたか ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆いましたか 					
② (必須)	購入原木の管理	購入時の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値(50Bq/kg)以下の原木を使用しましたか ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆いましたか 					
③	原木の洗浄	原木の放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を洗浄しましたか ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を減らし回収しましたか 					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲での取組を行いましう。

【チェックシート④-1～⑤】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。 生産者氏名()

【植菌(野外・施設)、購入ほだ木の管理】

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
④-1	植菌 野外	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか 原木・ほだ木はシート、ブロックなどの上に置き、直接地面に付かないようにしましたか 種菌は室内に保管しましたか 					
		放射性物質の低減	<ul style="list-style-type: none"> 植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行いましたか 使用器材はシートなどを使用し、直接地面と接触させないように置きましたか 					
④-2	植菌 施設内	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか 表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか 施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか 既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか 					
		環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか 施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか 原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄しましたか ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか 種菌は室内に保管しましたか 					
⑤(必須)	購入ほだ木の管理	放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> 原木・ほだ木はシートやブロックなどの上に置き、直接地面につけないようにしましたか 指標値(50Bq/kg)以下のほだ木を使用しましたか 粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆いましたか 					
		購入時の確認、取扱						

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑥-1】放射性物質低減のための原木きのこ(菌地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【仮伏せ(野外)の管理】

3ページ

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⑥-1	仮伏せ 野外	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか 					
		環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉の除去をしましたか。 直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆いましたか ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷きましたか 散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか 山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用しましたか 貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用しましたか 					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑥-2】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【仮伏せ(施設)の管理】

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5	
⑥-2	仮伏せ 施設内	空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか						
			・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか						
		環境整備	・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか						
			・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか						
			・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか						
			・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか						
			・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄しましたか						
			・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにするほか、換気施設にフィルターをつけましたか						
			・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか						
			・ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか						
放射性物質量の低減	・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか								
	・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか								

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑦-1, ⑧】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【本伏せ(野外), ほだ木の洗浄管理】

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⑦-1	本伏せ 野外	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか 下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか 					
		環境整備	<ul style="list-style-type: none"> スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去しましたか 既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行いましたか 直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆いましたか ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷きましたか 散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか 					
⑧	ほだ木の洗浄	放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> 山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用しましたか ハウスの貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用しましたか 原木クリタケ栽培などで覆土などでする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用しましたか 浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等によりほだ木を洗浄しましたか 洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか 					
		ほだ木の放射性物質量の低減						

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑦-2, ⑧】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【本伏せ(施設)の管理】

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⑦-2	仮伏せ 施設内	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか 					
		環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか 施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか 既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか 施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか 原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄しましたか 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにするほか、換気施設にフィルターをつけましたか ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか 					
⑧	ほだ木の洗浄	放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか 散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか 浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等によりほだ木を洗浄しましたか 洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか 					
		ほだ木の放射性物質量の低減						

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となりません。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑨、⑩】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【発生前検査・発生・休養の管理】

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⑨(必須)	発生前ほだ木の管理	ほだ木の放射性物質検査	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値(50Bq/kg)以下のほだ木を使用していますか 					
		空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか ・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか 					
		環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去しましたか ・既存人工ほだ場は、遮光ネットの張り替え、洗浄を行いましたか 					
⑩	発生、休養 野外	放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆いましたか ・休養工程では、ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか ・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷きましたか ・浸水、散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか ・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用しましたか ・ハウスの貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用しましたか ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合は、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用しましたか 					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑪～⑭】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。 生産者氏名()

【収穫・検査・乾燥・選別の管理】

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⑪	収穫	放射性物質量の低減	・収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管しましたか					
⑫(必須)	きのこの管理	きのこの放射性物質検査	・食品の基準値(100bq/kg)以下であることを確認しましたか					
⑬	乾燥	環境整備	・既存施設(ハウス)は、シートへの張り替え、洗浄を行いましたか					
			・ハウスのシート、施設(ハウスの)出入り口を二重にしましたか					
			・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか					
		放射性物質量の低減	・乾燥は室内で行い、天日乾燥はしていませんか。					
			・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃しましたか					
			・選別・包装は室内で行いましたか					
⑭	選別・包装・保管	環境整備	・包装資材は室内で保管しましたか					
			・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃しましたか					
			放射性物質量の低減					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート共通】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。 生産者氏名()

【共通の管理】

行程番号	行程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5	
共通	ロット管理	ロット管理	・ほだ木のロット管理を徹底しましたか						
	体内への放射性物質の取込防止	体内への放射性物質の取込防止	・帽子、マスク、手袋、長靴を着用しましたか						
	使用機械等の放射性物質量の低減	体内への放射性物質の取込防止	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄しましたか						
	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物の処分	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管しましたか						
				・処分方法が決まった場合は、執行者の指示に従い処分する					
	トレーサビリティ対応		・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せましたか						
			・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間記録、保存する。生しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定しましたか						

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際には必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理, 原木・ほだ木・きのこの管理) (生産者氏名)
 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記録シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごと3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

ロット番号	ロット管理(場所, 種類, 植菌年が同じものを1つのロットとしてください。)					自伐・立木購入の原木・購入原木の管理		
	ほだ場の場所	種類(林内, 裸地, 人工, ハウス)	植菌年	本数	調達方法 (自伐, 立木 購入, 原木 購入)	産地・業者名	放射線物質濃度測定 機関	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)
1								① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg
2								① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg
3								① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg
4								① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg
5								① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理, 原木・ほだ木の管理) (生産者氏名)
 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記録シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごと3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

ロット番号	購入ほだ木管理			発生前ほだ木の管理			きのこの管理		
	産地・業者名	放射性物質濃度測定年月日	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)	放射性物質濃度測定年月日	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)	放射性物質濃度測定機関	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)	放射性物質濃度測定機関	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)
1			① Bq/kg				① Bq/kg		① Bq/kg
			② Bq/kg				② Bq/kg		② Bq/kg
			③ Bq/kg				③ Bq/kg		③ Bq/kg
2			① Bq/kg				① Bq/kg		① Bq/kg
			② Bq/kg				② Bq/kg		② Bq/kg
			③ Bq/kg				③ Bq/kg		③ Bq/kg
3			① Bq/kg				① Bq/kg		① Bq/kg
			② Bq/kg				② Bq/kg		② Bq/kg
			③ Bq/kg				③ Bq/kg		③ Bq/kg
4			① Bq/kg				① Bq/kg		① Bq/kg
			② Bq/kg				② Bq/kg		② Bq/kg
			③ Bq/kg				③ Bq/kg		③ Bq/kg
5			① Bq/kg				① Bq/kg		① Bq/kg
			② Bq/kg				② Bq/kg		② Bq/kg
			③ Bq/kg				③ Bq/kg		③ Bq/kg

【記録シート②】出荷・販売記録シート（生産者氏名)

No.	ほだ場 ロット番号 ※シート① から選択	出荷・販売月日	出荷・販売相手	出荷箱数	正味総重量(kg)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

関係書類添付欄

(栽培管理に関する領収書, 契約書写し等)

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for attaching documents related to cultivation management, such as receipts and contract copies.